既設給水管撤去ルール変更



現在、開発の一部のみ原因者負担で行っていた既設給水管の撤去ルール が令和6年4月から変更になります。

新しいルールでは、原因者に起因する場合の既設給水管撤去は <u>すべて原因者が行い、費用も原因者の負担</u>となります。

令和6年4月開始

既設給水管の撤去は

すべて原因者負担

となります

既設給水管の撤去は原因者で!!

現在開発の一部や新築に伴う既設給水管の撤去については、水道局の費用で撤去を行っていましたが、来年度(令和6年4月1日申請分)から、原因者の費用で原因者が撤去することに変更いたしますのでご注意ください。

- ●見積時にはご注意ください
- ●検査方法については現在調整中です
- ●各種申請から舗装復旧まで、すべての工事が対象です

明石市水道局管路維持係

2078-918-5211

◆月~金曜日午前9時~午後5時30分

※土、日、休日及び年末年始(12/29~1/3)はお休みです。